

声をあげる、立ち上がる市民

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.24 (2023.1.5)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 「滅びへの道」 石川逸子 P1
- ② 滅びへの道 1.ヒロシマ通信 石川逸子さん P2
- ③ 滅びへの道 2.『縦に書け!』 P3
- ④ チラシ拒否裁判報告 P4~5
- ⑤ 【おまけ】まるで流れ作業 P5~6
- ⑥ 改訂されてしまった安保関連 3 文書・【会計報告など】 P6~7
- ⑦ 日本学術会議に関する政府案について P7
- ⑧ 「サンホセの会は大軍拡路線に反対します」 P8

「自由と人権」
ホームページ



ご自由に
お持ちください

滅びへの道

石川 逸子

かつて怪しい目論見は

ひそかに進められたものでした

今は大手を振って舌を出しながら
進められていきます

核兵器製造の日を待ちつつ

46トンのプルトニウムを溜め

「敵基地攻撃能力」を

「反撃能力」と置き換え

20年前 誓われた

日朝平壤宣言を 弊履のごとく捨て去り

《明治》に奪い 《昭和》で捨て石にした
琉球をいまミサイル要塞化し

《丁寧》な説明は かなぐり捨て
NATOの一員になったかのように

マスメディアを ネットを 味方につけ
アラートで 脅えさせ

わたしたちの税を
惜しげなくウォール街に捧げ

でも怪しい目論見は

怪しい目論見 わかりきった滅びへの道

見抜き 一心に叫んでいるのは
生れてくる 声の出せない子どもたち

深夜 樹木のささやきが
その声をひそかに伝えてくれています

「滅びへの道」

1.ヒロシマ通信 石川逸子さん

「ヒロシマへ ヒロシマから」という題が掲げられたヒロシマ通信という名の、毎日メールで送られてくる通信がある。それも一日1通ではない。2通がほぼ常態、それ以上の時もある。そのほかにチラシの類がついてくることも少なくない。毎日欠かさずこれだけのものを発信するというだけでもすごいのに、時々自らが主催者となって催し物も企画している。想像を絶するパワーだ。発信者は竹内さんという方。

<ヒロシマへ ヒロシマから>

一度だけお会いしたことがある。福島原発事故被災者を取り上げたドキュメンタリー映画上映会場だった。そのころ、「福島生業訴訟」をはじめとした原発訴訟4団体による最高裁への署名集めに個人的に協力していたので、その場でも署名を呼び掛けた。その時に竹内さんから声をかけられたというわけだ。

竹内さんは、そのような会場にも足を運んでいるらしい。大きなカバンを持っていたことが印象に残っている。それはともかく、ぼくはヒロシマ通信からも多くの情報を得ている。

そのヒロシマ通信に掲載されていたのが、冒頭に紹介した石川逸子さんの「滅びへの道」だ。

石川さんの作品には、菅首相による日本学術会議会員任命拒否問題をテーマにした「6名」という詩もある。社会に対する厳しい視線と、本質を鋭く貫く表現に共感することが多い。ヒロシマ通信に掲載されていたのを見て「これだ!」と思った。

11月末に安保関連3文書改訂反対の講演会を開いたことも背景にあり、自らも反対運動に立ち会ったことも影響していた。このことに関わって、初めて詳しく知った自分のように、安保関連3文書改訂の重大性を多くの人に知ってもらいたいという思いも強かった。「自由と人権通信」に載せねばと考えた理由だ。

不安がないわけではない。かつての自分のようにこのことに関心を持たない人々が、これを読んで共感するだろうか。少なくとも何かを感じ取るだろうか。反感しか抱かないのではないか。それでも、同じ思いの人たちの間でこの詩を投げ合っているだけよりは、反感を感じてくれる人たちの存在のほうがまだ「マシ」かもしれない。むしろ何も感じない人々が恐ろしい。

石川さんの詩に「彼ら笑う」という作品がある（過去に、「自由と人権通信」でも取り上げたことがある）。子どもを私物化する（子どもを食らう）母親を見てほぼ笑む第三者、そんな光景も透けて見える。

ついでながら、石川さんの別の作品も紹介しておきたい。

『オサヒト覚え書き—亡霊が語る明治維新の影』（一葉社）

『オサヒト覚え書き追跡篇：台湾・朝鮮・琉球へと』（一葉社）

これらは詩ではない。小説のようなもの、史実のドキュメンタリーではなく、「歴史フィクション」と言えいいかもしれない。フィクションとはいいいながら、詩におけるそれと同じように、歴史に対するこの人ならではの鋭い視線と創造力は、真実かと思えるような迫力を伝えている。歴史に対する見方が180度変わるかもしれない。ボリュームのある本だが、よろしければ一読を。

2.『縦に書け！』（祥伝社）

前号の「自由人権通信 NO.23」を読んでもくださった方から叱られた。「詩を横書きにするとは何事か、これでは詩の内容が伝わらない。死んだ言葉の羅列でしかない」、表現はこの通りではないが、言わんとしていたことは概ねこのようなことだったろうと思う。

宮古島市立西辺中学校の上原美春さんの詩「みるく世の謳（うた）」が横書きに記載されていた。次ページの上原さんの詩「Unarmed」が本来の縦書き表記だったために、前者の横書きが際立った。「Unarmed」は縦書きに書かれた画像を手に入れたため、そのまま貼り付けたものだ。

「みるく世の謳」も本来は縦書きのものであったろう。ぼくがネットの新聞記事（横書き）から引用したということもあるかもしれない（その意味ではネット社会の弊害と言えなくもない）。しかし、たえそうでなかったとしても、紙面の都合で横書きにしたかもしれない。げんにこれまで冒頭に紹介した詩（歌詞も含む）は、ほぼすべてが横書きにしてきた。

突然、横書きの愚を指摘されて反発しないでもなかったが、何か感じるころがあって、その方の崇拜しているという石川九楊氏の『縦に書け！』（祥伝社）を求め、読んでみた。個人的には納得できることと、疑問に思える部分が相半ばというところだ。特にパソコンやインターネットに対する否定的な見解は、そのままには受け入れ難い。

この本を読むまでもなく、日本語は縦に書くために形作られてきた言語であることは間違いない。手書きの良さは、文章を縦書きにすれば（ヘタ字しか書けない自分にも）そのことは否応なくわかる。文化としての縦書きの存続が必要なことも理解できる。

しかし、縦書きでなければ詩の思いが伝わらないかとなると、判断のわかれるところだろう。とりわけ活字文化になった今、しかもその活字を実質的に支えているのがデジタル機器であり、ネット社会であることを思えば、これを完全に否定し去ることは困難と言わねばならない。

もちろん、ネット社会の持つ不安定性や危険性はある。そのマイナス面を認識しつつ、これを利用していく知恵を学ばねばならない。ネット社会に対する全否定からは、回顧趣味か精神論に至る道しるべしか見えてこない。まして、縦書きでなければ思いが伝わらないとするのは、過剰な思い入れと感ぜられなくもない。

それでも、件の方のご批判から、また『縦に書け！』の主張によって、これまで漫然と続けてきた横書きによる作品の紹介について見直すきっかけになったことは間違いない。今号の詩は縦に書いたが、今後全てにわたってそうするかは未定である。官僚の答弁に聞こえるかもしれないが、「努力目標」ということでいったん筆を置く（「キーボードから手を放す」？）。



【裁判報告】

チラシ拒否裁判報告

—判決が出ました—

第 12 月 22 日、チラシ配置拒否裁判の判決が東京地裁立川支部で丹羽裁判長より言い渡されました。

結果は以下の通り。

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

不当判決です。



1. 審理不尽

原告と被告の間に決定的な事実認識の差があるにもかかわらず、元東大和市立中央公民館長の証人申請を認めないなど、これを埋めるために審理を尽くしたとはいえません。しかもたった 5 回の弁論で一方的に結審し、判決を導き出したものです。

2. 権限を利用した書き換え強要

原告が主張していた、チラシ配置権限を利用した書き換え要求が「強要」であることを認めず（さすがに、原告が主体的にチラシの内容を書き換えたとまでは認定はしていません）、チラシ書き換え要求が「原告の個人の尊厳及び表現の自由を侵害する意図を（被告が）有していたとはうかがえず」（カッコ内原告）として正当化し、「原告が、館長の前記対応を強制的に受け止めたとしても」、国家賠償法上の違法行為があったとは認められないとしています。

しかし、そもそも表現の自由に限らず、基本的人権の侵害は、原告（被害者）の受けた被害認識を客観的に判断すべきものであって、被告（加害者）の主観的意図はわかりありません。さらに原告が館長の対応を強制と受け止めたか否か（もちろん強制として受け止めたが）は主要な問題ではあるが、それよりはむしろ館長によるチラシ配置権限を背景にした（利用した）書き換え要求があったか否かが問題にされなければなりません。判決ではこのことにはまったく触れていません。

3. 表現の自由

しかも、判決では「本件催しの開催日時場所に関する部分にとどまり、本件チラシのその余の記載に照らせば、本件記載部分の修正によって、原告が裁判の形式で本件催しを開催する趣旨が損なわれたとは認め難い」とし、表現の自由についてきわめて限定的にしか認定せず、被告の書き換え要求も合理的なものとしています。

判決では日時場所の部分であるから催し開催の趣旨は損なわれないとしています。その根拠については一切示されていません。たとえ日時場所についてであれ、その表現形態が全体を規定するものであるならば尊重されなければなりません。本件の場合「公判日時」とたんなる「日時」とでは、「法廷」と

「ところ」では、「203 法廷」と「203 学習室」とでは、諧謔の意図も、受ける印象も決定的に違います。原告はこの言葉でなければならないとして特定の目的をもってこの言葉を選択したのであり、それをあいまいな根拠で書き換えさせられたということです。その屈辱と精神的な損害について、裁判所に伝わらなかったのは原告の力のなさではありますが、容認できることではありません。

4.控訴

上記理由から、とてもこの判決を受け入れることはできません。控訴することになろうかと思います。今後ともご注目いただければ幸いです。

【おまけ】

まるで流れ作業

ーこれでいいのか？！ 裁判所の形式主義ー



前項でも述べたとおり、チラシ拒否裁判の結果は不当判決でした。

午後 1 時 10 分から 403 号法廷で開かれた判決言い渡しには、4 名の方が傍聴に来てくれました。例によって、被告側の出廷は無し。

原告席に座って待っていると、裁判長が席につき、通常であれば起立して礼を求められるところ、今回はそのような指示もありませんでした。こちらが予想外な展開に慌てる間もなく、裁判長の口から判決文（主文のみ）が言い渡されました。それは前項の冒頭に書いたとおり、「判決 原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」です。ものの 1 分もせず判決言い渡しは終了。導入部の起立・礼の指示がなかったことを除けば、少なくとも、ここまでは別件の陳情不上程告発裁判の時と同じです。しかしその後（?!）があった。

法廷から退出ようと、原告席から傍聴席に移動する間、裁判長が何やら読み上げているのです。「判決……棄却……云々」と言っていたような気がします。「なっ、何なんだ、これは？」まだ当方の判決文の続きがあったのかと一瞬思い、原告席に戻りそうになりました。しかしそうではありませんでした。立て続けに次の裁判の判決文を読み上げているのです。

傍聴者と法廷外に出ようとしていたところ、書記官らしき女性が駆けつけてきて、判決言い渡しなので席にお座りくださいと指示する。「なに言いやがる、こっちは退出しようとしているだけだ。勝手に次の判決文など読み上げているそっちが悪い。」と喉元まで出かかったが、「法廷侮辱罪！」とか言われても胸糞悪いので、とっとと廷外に立ち去ることにしました。

陳情裁判の判決言い渡しの時には、裁判官は判決を言い渡した後はさっさと法廷から退出しましたが、今回は退出という区切りもなく、続けざまに次々と後続の裁判の判決言い渡しを朗読しています。どーせ被告・原告ともに来ないのだから、とりあえず記録だけ残せばいいということなのでしょう。



前の裁判の関係者が残っていようといまいとお構いなしです。滑稽というか、空しいというか、表現に迷いますが、あまりの形式主義、画一主義にあきれるばかりです。

判決文は後日裁判所から送付されるので、本来被告原告とも出廷の義務はなく、通常であれば法廷には観客（原告・被告・傍聴人）もなく、裁判長と書記官による判決言い渡し「上演」されるのが常なのでしょう。そう、通常であれば裁判は代理人である原告・被告双方の弁護士によって争われるのだから、「商売」として訴訟に立ち会っている彼ら弁護士からすれば、判決言い渡しの日にあえて法廷に行くなどという「愚かな」ことをする必要はないのです。裁判所もそれを承知しているから、気のない滑稽な儀式を繰り返してしているのでしょう。

しかし本人訴訟の場合は違います。訴訟を立ち上げた原告にはやむにやまれぬ特別の思いがあり、判決に際しても、それなりの期待と希望を抱いているものです。であればこそ、判決言い渡しに際し、本人訴訟の原告は傍聴人とともに判決内容を聞くために、あえて法廷に出向くのです。原告のそのような持ちを汲み取ることができていれば、こんな荒っぽい判決の言い渡しがなされるわけではない。

少なくとも、原告や傍聴者が立ち会っているのならば、判決言い渡し後は裁判長もいったん退席し、法廷を閉じ、次の判決言い渡しのため、改めて法廷を再開するくらいの手続きを踏んでも、バチは当たらないと思うのはわたしだけなのでしょうか。その程度の労を惜しみ、「さっさと出ていけ」とばかりに次々に別の判決文を読み続ける裁判長の様子を見るにつけ、こんな「官吏」に期待するほうが間違いであったと改めて気づかされるのです。

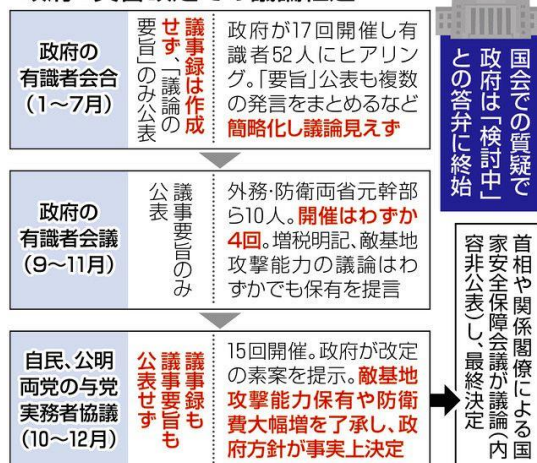


改訂されてしまった安保関連 3 文書

安保関連 3 文書とは、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」のことで、後の2つはそれぞれ、「防衛計画の大綱（防衛大綱）」、「中期防衛力整備計画（中期防）」とよばれていたものです。中期防はこれまで概ね5年ごとに改定されてきましたが、防衛力整備計画では5年後と10年後の体制を念頭に計画されています。

2022 年 12 月 16 日、自公連立政権は国民的な信を得ることもなく、乱暴にも閣議決定という方法で改訂を承認してしまいました。そこには昨年 11 月時点で懸念されていた内容がそのまま盛り込まれています。すなわち、国家安全保障戦略と国家防衛戦略では他国の基地を攻撃することを可能とする敵基地攻撃能力の保持が明記され、防衛力整備計画では軍事費の大幅増大（これまでの中期防衛力整備計画に比べ、GDP（国民総生産）比2%の防衛予算、5年で1.6倍の43兆円という異常な拡大）を明記しています。これは平和憲法のもとでかろうじて維持してきた抑制な防衛政策（専守防衛）を根底から覆すもので、閣議決定だけで進めるべきものではありません。

国家安保戦略など 政府3文書改定での議論経過



本来であれば全国的な論議のもと、国会でも審議されなければならない命と暮らしに直接影響する重大問題です。それを政府が設置した「有識者会議」や、自民・公明両党の「実務者協議」など、ほとんどが非公開の場で決定し、閣議で了承したものです。まさに不透明・不誠実極まりない決め方です（前頁：2022年12月13日、東京新聞記事）。

わたしたちは11月27日、東大和市立南街公民会で「STOP！他国攻撃 大軍拡反対！緊急講演会」を自由と人権主催で開催し、NAJAT（武器取引反対ネットワーク）代表の杉原浩司さんから、その問題点や、運動の進め方についてお話を伺いました（詳しい報告は前号で既報）。好戦的な政権の方針に対し、これまで以上にSTOP大軍拡の運動を続けていかななくてはなりません。

【会計報告など】

講演会を立案した時点では、スタッフや参加者の予測数が大幅に下回り、実施すら危ぶまれました。しかし開けてみれば、スタッフを含め18名の参加者を得られ、それなりに形を保つことができました。参加いただいた方には本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

赤字を覚悟していた会計も、後日頂いたカンパも含めると、何とかアシが出ずにすみしました。こちらについても心からお礼を申し上げます。

右に、公開を約束していた会計報告をします。ご確認ください。もし不明な点などあれば遠慮なく表記連絡先までお問い合わせください。

11.27講演会収支細目				
年月日	収支項目	支出金額	収入金額	収支累計
2022/11/6	A4特厚カラー（黄色）用紙（50枚）	¥770		▲770
2022/11/7	A4上質紙（500枚）×3	¥984		▲1,754
2022/11/8	印刷代	¥700		▲2,454
2022/11/17	新聞社等へのチラシ郵送料	¥672		▲3,126
2022/11/25	印刷代×1	¥100		▲3,226
2022/11/25	印刷代×14	¥1,400		▲4,626
2022/11/25	A3上質紙（500枚）×1	¥598		▲5,224
2022/11/27	講師謝礼	¥10,000		▲15,224
2022/11/28	資料代（500円×17）		¥8,500	▲6,724
2022/11/29	カンパ		¥2,661	▲4,063
2022/12/18	カンパ		¥5,000	¥ 937
合計		¥15,224	¥16,161	¥ 937

【2022.12.27 東京新聞社説】

5 社説・発言 2022年（令和4年）12月27日（火曜日）

次の国会に提出を予定している日本学術会議に関する政府案は、学術会議の独立性を奪い、軍備増強・軍事研究推進をメインとした政府方針に強引に従わせようとするものである。

学術・科学を平和のために使うのか、政府が意図しているように、戦争準備のために使うのか、この問題の根幹である。

社説

学術会議と政府

日本学術会議は会員選考に第三者委員会を関与させる政府方針に「独立性を損なう恐れがある」と懸念を表明した。首相に実質的な任命権付与をもちも法改正の強行は到底許されない。

菅義偉首相にも新会員候補6人の任命拒否を機に、学術会議の組織見直しを政府は検討してきた。学術会議に示された政府方針は、会員選考を巡り第三者委員会を設置したり、選考に外証証人を入れることなどが柱だ。

かつ、「首相による任命が適切かつ円滑に行えるよう必要な措置を講じる」との文言もあり、首相による実質的な任命権を認めさせようという狙いも見えろ。

だが、学術会議が21日に開いた総会では、梶田隆章会長が「第三者委員の権限や拘束力によ

独立性を保持してこそ

ては選考の独立性を損なう恐れがある」との懸念を表明した。

「第三者」とは、つまりは政府の意向をくんだ者であろう。独立性が命と見える学術領域に政治が介入しようとするのは、反対意見を封じ込めるに等しい。

梶田氏は「適正な会員任命を求める際的前提が覆されることになっている」とも批判している。学術会議側の区別は当然である。

そもそも日本学術会議法の規定などから、首相の任命は形式的なものに過ぎないのは明白である。法学者もそう見解を示してきた。

それを政府が独断的に「首相に任命権がある」と主張し、新会員候補にくる任命拒否したことが、法治主義に照らし、問題なのだ。まずは政府が連やに、この6人を任命すべきである。

総会には内閣府の担当者も出席し、政府方針を盛り込んだ関連法の改正案を来年の通常国会に提出するのを目標とした。これは過去の国会での政府案件をも覆す強硬な姿勢といえ、断じて許すわけにはいかない。

学術会議は「国の特別の機関」との位置付けである。国の機関だから、国の予算が入っているからといって、唯々皆々政府に従う組織ならば、適切な提言などできるはずがない。政府の有識者会議でエスマンばかりをそろえたら意味をなさないのである。

「政府と問題意識や時間軸を共有する」とも記した政府方針の発想は、学者を政治の意向にひたせようとするのと同じ変わらない。学問領域に政府が干渉・介入する意を重ねて戒めたい。

サンホセの会は大軍拡路線に反対します

政府はウクライナ戦争を口実とし、また中国・朝鮮による安全保障環境の悪化を理由に軍備拡大政策を進めようとしています。本年 12 月 16 日には、敵基地攻撃能力を含む、**5 年間で 43 兆円、GDP（国内総生産）比で 2%以上という大軍拡路線**に直結する安保関連 3 文書（「国家安全保障戦略」「防衛計画の大綱（防衛大綱）」「中期防衛力整備計画（中期防）」）を閣議決定しました。これはわが国が戦後かろうじて維持してきた**平和憲法に基づく抑制的な防衛戦略に反し、政府自身が主張してきた専守防衛にも背くものです**。しかも問題なのは、これら国家的政策の大転換が国会での議論も経ずに、アリバイ作りのための「有識者会議」で「論議」され、閣議決定されていることです。

12 月 10 日の記者会見で岸田首相は、大軍拡の財源として「27 年度に向け複数年かけて増税」の政府方針を示しています。増税により、今でさえ苦しい家計はさらに圧迫を強いられ、**医療・福祉・教育分野に関わる社会保障費も今後削減される可能性すらあります**。

いっぽう東大和市においても、「核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出することを求める陳情」（2017 年 9 月）や、軍事研究反対を求めた「日本学術会議 2017 年声明を支持し、国に対して申し入れをすることを求める陳情」（2021 年 3 月）が不採択にされ、今年 12 月には「安保 3 文書の改定に反対し、政府に意見書の提出を求める陳情」が不採択にされるなど、**軍事研究や戦争、核兵器に反対し、平和を求める市民の声が届きにくい状況が続いています**。

そもそも東大和市は、「平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設にむけて努力する」とした平和都市宣言を 1990 年に採択しているのです。戦災変電所には「NO WAR」という垂れ幕も市によって掲げられています。



今般の安保関連 3 文書の改訂は、**敵基地を攻撃することを是とし、果てしない軍事大国へわが国を変質させ、周辺諸国に軍事的脅威を与えるものになります**。しかもその路線はアメリカの主導によってすすめられ、有事の際、実際に攻撃に当たるのは日本の軍隊である自衛隊であり、そのとき戦場となるのは沖縄・尖閣諸島をはじめとした琉球弧の島々です。そして「標的の島」は沖縄に限りません。そのような事態は絶対に避けねばなりません。

今なすべきことは戦争準備ではなく、近隣諸国との相互理解と、平和的外交努力です。

サンホセの会は、コスタリカのように軍隊を持たず、真正な平和国家の実現を理想とし、コスタリカの首都サンホセとの平和友好都市協定締結を目指してきました。しかし現今の政治情勢は、それとは正反対の様相を呈しています。

これらのことに目をつぶり、たんに軍隊のない平和な国づくりを目指すというだけでは、この状況を認めてしまうことになりかねません。サンホセの会は、人びとの平和的生存権を脅かし、周辺諸国に軍事的な脅威を与え、戦争を招き寄せる恐れさえある大軍拡路線に反対の声を上げ、戦争と軍隊のない世界の構築を目指し、平和を求める人々とともに、微力を尽くすことを改めて表明します。

（2022 年 12 月 18 日）

上記は、東大和市の「サンホセの会」が発したメッセージである。

各団体・個人が大軍拡反対の声をあげることが、今求められている。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。